

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能及び位置情報受信機能 (タイプ 2 に係るものに限ります。) とします。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p>	<p>第 1 章～第 4 章 (略)</p> <p>第 5 章 付加機能</p> <p>(付加機能の提供)</p> <p>第 28 条 当社は、X i 契約者から請求があったときは、別表 2 (付加機能) に規定する付加機能を提供します。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(注 1) 本条第 2 項に規定する当社が別に定めるものは、別表 2 (付加機能) に規定する迷惑電話おこわり機能、位置情報通知機能、位置情報受信機能 (タイプ 2 に係るものに限ります。) <u>及び音声メッセージ蓄積機能</u>とします。</p> <p>(注 2) (略)</p> <p>第 6 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表 通則 (略)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p>
通 信 料 の 適 用	通 信 料 の 適 用
(略)	(略)
<p>(13) 複数回線 複合割引 (ファミリー割引の適用)</p>	<p>ア～セ (略)</p> <p>ソ <u>別表 2 (付加機能) に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において X i 契約者が指定割引回線群に属する X i 又は F O M A の契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、割引回線群に係る契約者回線などへの通信の場合に準じて、ウの規定を適用します。</u></p> <p>(注) (略)</p>
(略)	(略)
<p>(19) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) <u>別表 2 に規定する音声メッセージ蓄積機能に係る音声メッセージの蓄積のために行った通信</u></p>

	(注) (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～21 (略)	(略)

22 削除

	(注) (略)
(略)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表1 (略)

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～21 (略)	(略)

22 音声メッセージ蓄積機能（声の宅配便）  
 契約者回線からの通話モードによる通信（当社の電気通信設備（当社が定めるものに限ります。）への通信であって、当社が定める方法により、X i、F O M A又は回線卸携帯電話の契約者識別番号を指定して行うものに限ります。）の音声メッセージ（契約者回線から伝送された音声その他の音響をいいます。以下この欄において同じとします。）の蓄積及び蓄積したメッセージの再生を行う機能をいいます。

- (1) X i（当社が別に定めるものに限ります。）に限り提供します。
- (2) 蓄積した音声メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。
- (3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止又は契約者識別番号の変更があったときは、既に蓄積されている音声メッセージが消去されることがあります。この場合、消去された音声メッセージの復元はできません。
- (4) 音声メッセージの再生のために、この機能の提供を受けているX iの契約者回線から行った通信（以下この欄において「再生通信」といいます。）等の料金は、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。
- (5) 再生通信及び音声メッセージの蓄積に係る通信（以下この欄において「蓄積通信」といいます。）を連続して行ったときの当該通信に係る料金については、連続する再生通信及び蓄積通信ごとに通信が終了したものとみなして取り扱います。
- (6) X i 契約者は、この機能により音声メッセージが蓄積されたときは、ショートメッセージ通信モード又は当社が定める方法により制御信号を利用して、その旨の通知を受けることができます。
- (7) 当社は、この機能により契約者が音声メッセージを再生したときは、当該音声メッセージを最初に再生した場合に限り、ショートメッセージ通信モードにより、その旨をその音声メッセージの発信に係る契約者回線へ通知します。
- (8) この機能を利用して蓄積できる音声メッセージの数は、当

23～31 (略)	(略)

別表 3～別表 9 (略)

附 則 (平成 28 年 10 月 17 日経企第 1030 号)  
この改正規定は、平成 28 年 10 月 20 日から実施します。

	<p>社が別に定めるところによります。</p> <p>(9) 蓄積された音声メッセージの数が当社が定める数を超えたときは、新たに音声メッセージの蓄積を行うことができません。この場合において、契約者は、ショートメッセージ通信モードにより、その旨の通知を受けることができます。</p> <p>(10) 1 の音声メッセージの蓄積時間の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
23～31 (略)	(略)

別表 3～別表 9 (略)



<p>(13) 複数回線 複合割引の 適用を受けて いるFOMAに 係る通信料 の適用</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(13) 複数回線 複合割引の 適用を受けて いるFOMAに 係る通信料 の適用</p>	<p>ア～カ (略)</p> <p>キ 指定割引回線群に属するFOMA (第1種契約に限ります。)に係る別表2 (付加機能)に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において指定割引回線群に属するFOMAの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金は、指定割引回線群に係る契約者回線などへの通信の場合に準じて、ア及びイの規定を適用します。</p> <p>ク～ケ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(14) 2年定期 契約等に 係る通信料 月極割引 (ビジネス通 話割引)の 適用</p>	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(14) 2年定期 契約等に 係る通信料 月極割引 (ビジネス通 話割引)の 適用</p>	<p>ア～シ (略)</p> <p>ス 別表2 (付加機能)に規定する音声メッセージ蓄積機能の利用において、指定割引回線群に属するFOMA又はXiの契約者識別番号を指定して音声メッセージの蓄積のために行った通信に関する料金については、指定割引回線群に係る契約者回線等への通信の場合に準じて、アの規定を適用します。</p> <p>セ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(21) 付加機能 の利用等に 係る通信の 料金の適用</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>(21) 付加機能 の利用等に 係る通信の 料金の適用</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ 契約者回線からの通信であって次に該当する通信に関する料金は、当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信に関する料金と同額とします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 別表2に規定する音声メッセージ蓄積機能に係る音声メッセージの蓄積のために行った通信</p> <p>ウ (略)</p> <p>(注) (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p>		<p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第6表 (略)</p> <p>別表1 (略)</p>	

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～35 (略)	(略)
36 削除	
37～45 (略)	(略)

別表3～別表9 (略)

附 則 (平成 28 年 10 月 17 日経企第 1030 号)  
この改正規定は、平成 28 年 10 月 20 日から実施します。

別表2 付加機能

種 類	提供条件
1～35 (略)	(略)
36 音声メッセージ蓄積機能 (声の宅配便) 契約者回線からの通話モードによる通信 (当社の電気通信設備 (当社が定めるものに限りです。) への通信であって、当社が定める方法により、X i、F O M A 又は回線卸携帯電話の契約者識別番号を指定して行うものに限りです。) の音声メッセージ (契約者回線から伝送された音声その他の音響をいいます。以下この欄において同じとします。) の蓄積及び蓄積したメッセージの再生を行う機能をいいます。	<p>(1) X i (当社が別に定めるものに限りです。) に限り提供します。</p> <p>(2) 蓄積した音声メッセージは、当社が別に定める時間が経過した後、消去します。</p> <p>(3) (2)の規定によるほか、この機能の利用の中止又は契約者識別番号の変更があったときは、既に蓄積されている音声メッセージが消去されることがあります。この場合、消去された音声メッセージの復元はできません。</p> <p>(4) 音声メッセージの再生のために、この機能の提供を受けている X i の契約者回線から行った通信 (以下この欄において「再生通信」といいます。) 等の料金は、その通信を当社が別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの契約者回線への通信とみなして適用します。</p> <p>(5) 再生通信及び音声メッセージの蓄積に係る通信 (以下この欄において「蓄積通信」といいます。) を連続して行ったときの当該通信に係る料金については、連続する再生通信及び蓄積通信ごとに通信が終了したものとみなして取り扱います。</p> <p>(6) X i 契約者は、この機能により音声メッセージが蓄積されたときは、ショートメッセージ通信モード又は当社が定める方法により制御信号を利用して、その旨の通知を受けることができます。</p> <p>(7) 当社は、この機能により契約者が音声メッセージを再生したときは、当該音声メッセージを最初に再生した場合に限り、ショートメッセージ通信モードにより、その旨をその音声メッセージの発信に係る契約者回線へ通知します。</p> <p>(8) この機能を利用して蓄積できる音声メッセージの数は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>(9) 蓄積された音声メッセージの数が当社が定める数を超えたときは、新たに音声メッセージの蓄積を行うことができません。この場合において、契約者は、ショートメッセージ通信モードにより、その旨の通知を受けることができます。</p> <p>(10) 1 の音声メッセージの蓄積時間の数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
37～45 (略)	(略)

別表3～別表9 (略)